

●長崎県立大学 令和3年度第7回教育研究評議会 議事録

日 時	令和3年9月1日（水） 14：40～15：00
場 所	シーボルト校特別会議室
出席者	木村学長、橋本副学長、岩重副学長、大曲副学長、小松副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、森田国際社会学部長、平岡情報システム学部長、大塚看護栄養学部長兼人間健康科学専攻長、三戸地域社会マネジメント専攻長、有田情報工学専攻長、下野付属図書館長、石田佐世保校附属図書館長、百岳事務局長、井上シーボルト校事務局長、島本学生支援部長
配付資料	【資料1】教員の採用について 【資料2】教員の公募について 【資料3】「長崎県立大学における研究活動上の特定不正行為防止に関する規程」等の一部改正について 【資料4】長崎県立大学大学院博士課程の設置認可について
議 事	【協議事項1. 教員の採用について】 資料1に基づき、経営学部長より次のような説明があり、了承された。 経営学部経営学科教員1名の採用についてである。厳格に審査を行った結果、採用候補者を該当なしと判断した。 【協議事項2. 教員の公募について】 資料2に基づき、地域創造学部長より次のような説明があり、了承された。 地域創造学部公共政策学科教員3名の公募について、採用予定年月日は令和4年4月1日、職位は特任講師であり、うち2名の専門分野はTESOL、その他英語関連分野である。もう1名の専門分野は中国語教育、中国語学等である。 【協議事項3. 「長崎県立大学における研究活動上の特定不正行為防止に関する規程」等の一部改正について】 資料3に基づき、事務局総務課長より次のような説明があり、了承された。 文部科学省等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の配分を受ける研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出する必要があるが、令和2年度に提出した際、規程の文言に一部不備があるとの指摘がされたことから、文部科学省が定めたモデル規程を参考に規程の一部改正を行う。 【報告事項1. 長崎県立大学大学院博士課程の設置認可について】 資料4に基づき、事務局総務課長より次のように報告された。 文部科学省に答申をしていた大学院地域創生専攻の博士課程について、8/27に認可され、8/31に認可書が届いた。 認可時の附帯事項、各種規程の準備等については、令和4年4月に向けて準備する。 以上

